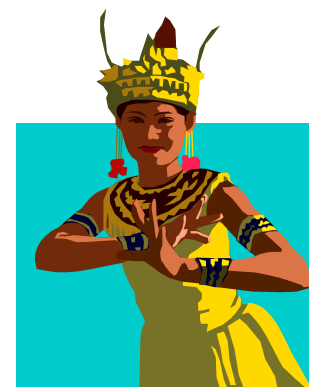




インドネシアの減価償却ルール





自己紹介

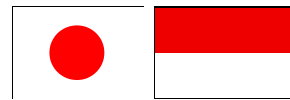


- 1975/4～1998/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援部門配属
- 1998/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/8～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳
静岡大学客員教授、専修大学客員講師
独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家
独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー
一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー
一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師
一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの関わりも48年になりました



セミナー要旨



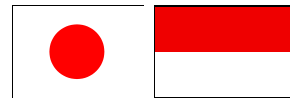
- インドネシア工場の経営管理において、売上、材料費、人件費、諸経費を管理することは当たり前のことです。
- しかし、資産の減価償却費については、多くの企業がさほど注目しないのが実態のようです。
- 減価償却費は利益性費用であることから、損益の予実績管理上、適切に処理するだけでなく、税務対応において不適切な場合は、追徴課税の恐れもあります。
- そこで本セミナーでは、インドネシアの税法における、減価償却費のルールを解説します。



1. 減価償却の意味
2. 第一類の減価償却
3. 第二類の減価償却
4. 第三類の減価償却
5. 第四類の減価償却
6. 建物の減価償却

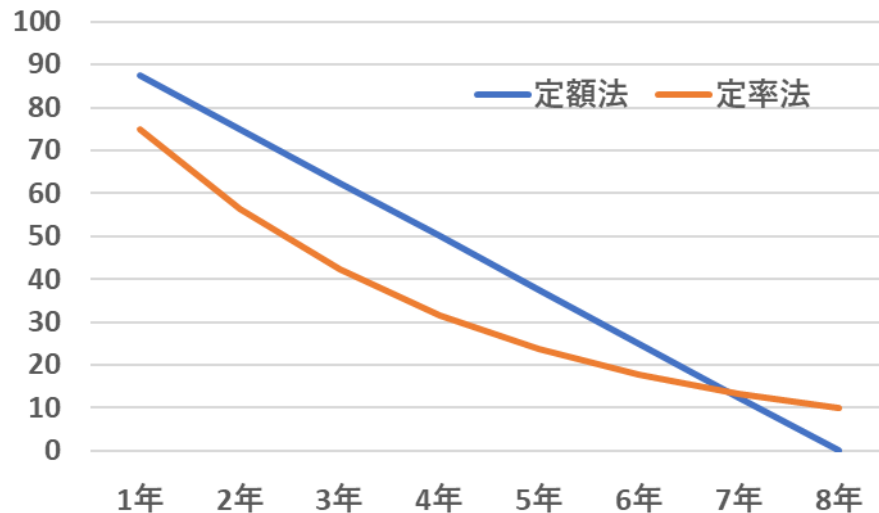


1. 減価償却の意味



有形固定資産分類		耐用年数	償却率	
			定額法	定率法
非建物	第一類	4年	25%	50%
	第二類	8年	12.5%	25%
	第三類	16年	6.25%	12.5%
	第四類	20年	5%	10%
建物	常設建物	20年	5%	—
	非常設建物	10年	10%	—
	仮設建物	1年	100%	—

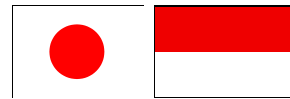
減価償却方法（第二類）



- 機械、設備、建物などの固定資産は税法に定められた耐用年数で償却することが義務付けられています。
- これによる償却費はコストとして計上されますが、実際に経費が発生しない利益性費用でもあります。
- そのため、処理方法を間違えると損益結果が変わって来るため、税務処理において注意が必要です。
- また、定額法と定率法の選択は自由ですが、会計期間別の損益の出方も変わって来るため、経営上も注意が必要です。



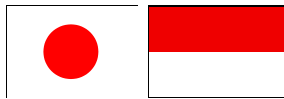
2. 第一類の減価償却



番号	業種	資産品目
1	全業種	A. 建物の一部ではない机、腰掛、椅子、収納棚、およびその他同類品を含む木製またはロタン製の家具および器具。
		B. タイプライター、計算機、複写機、コピー機、会計あるいは簿記機械、コンピューター、プリンター、およびスキャナーのような仕事を支える事務用機械。
		C. 増幅器、カセットテープ、ビデオレコーダー、テレビ、およびその他同類品のようなその他の備品。
		D. オートバイ、自転車、および人力車ベチャ。
		E. 事業主が運営する産業あるいはサービスを支える特別機材。
		F. 従業員の調理、食事、および飲料用の機材。
		G. 切り抜き金型、治具、および成型金型。
		H. 事務用備品の電話、ファックス、携帯電話、その他のような通信機器。
2	農業、農園、林業、畜産、および漁業	人力で動かす道具で動力を使わないもの。例として鍬、鋤、およびその他の人力で運用される道具。
3	飲食産業	皮剥き機、絞り出し機、乾燥機、パレット、および同等品のような移動可能な軽機械。
4	運輸および倉庫業	公共輸送として利用されるタクシー、バス、およびトラック。
5	半導体産業	フラッシュメモリー試験器、タイプライター、二極試験システム、エリミネーション(PE8-1)、ポーズチェッカー。
6	水中錨機材貸与サービス	錨、錨チェーン、ポリエステルロープ、スチールブイ、スチールワイヤーロープ、モーニングアクセサリー
7	携帯通信サービス	基地局コントローラー



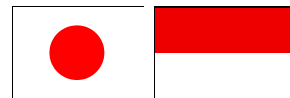
3. 第二類の減価償却



番号	業種	資産品目
1	全業種	A. 建物の一部ではない机、腰掛、椅子、収納棚、およびその他同類品を含む木製またはロタン製の家具および器具。AC、扇風機、および同類の冷却機器。 B. 自動車、バス、トラック、スピードボート、および同類品。 C. コンテナおよび同類品。
2	農業、農園、畜産、漁業	A. トラクターおよび鋤、熊手、植付、種蒔、などの機械のような農業あるいは農園機械。 B. 農業、農園、畜産、および漁業の材料あるいは物品を加工あるいは生成あるいは製造する機械。
3	飲食産業	A. 動物、鳥類、および魚類製品を加工する機械。例えば牛乳および魚缶詰工場での機械。 B. 植物製品を加工する機械で例えば椰子油、マーガリン、コーヒー豆引き、砂糖菓子の機械、米、小麦、およびタピオカ引きのような種の加工機械。 C. 各種の飲料および飲料材料を生成あるいは製造する機械。
4	機械産業	軽機械を生成あるいは製造する機械。例として縫製機械および水道ポンプ。
5	木材、林業	A. 木材伐採機械および機器 B. 林業の材料あるいは物品を加工あるいは生成あるいは製造する機械。
6	建設	大型トラック、ダンプカー、クレーン、ブルドーザー、および同類品のようなものに利用される機材。
7	運輸および倉庫業	A. 荷物積み降ろし用作業トラック、プラットホームトラック、搬送トラック、およびその同類品。 B. 客船、貨物船、小麦、砕石、鉱石、およびその同類の特定の物品を運送するために作られた特殊船舶。100トン以下の冷凍船、タンカー、漁船、およびその他同類も含む。 C. 灯台船、消防船、浚渫船、浮、およびそれと同類のものを引いたり押したりするために特別に作られた100トン以下の船。 D. 250トン以下の動力付きあるいは無しの帆船。 E. ゴムボート。
8	通信	A. 電話機設備。 B. 無線電報および無線電話の受発信機を含む電報機械。
9	半導体産業	自動フレームローダー、自動論理処理機、焼付窯、ボール剪断試験機、二極試験処理機(自動)、洗浄機、塗装機、曲げ熱窯、切削プレス、ダンパーカット機、金型、鋳型接着機、鋳型剪断試験、ダイナミック焼き入れシステム窯、ダイナミック試験処理機、エリミネーション(PGE-01)、フルオート処理機、全自動マーク、手動マーカ、個人マーク、挿入機取り外し機、レーザーマーカ(FUM A-01)、論理試験システム、マーカ、メモリー試験システム、成型、装着機、自動MPS、手動MPS、O/S試験機取説、通過窯、ポーズチェッカー、改造機、SMD保管機、テーピング機、帯棒切断プレス、面取りあるいは成型機、ワイヤー接着機、ワイヤー引っ張り試験機。
10	水中錨機材貸与サービス	糸巻き機械、海底データ収集機
11	携帯通信サービス	携帯切換センター、自宅位置登録機、ビジター位置登録機、本人認証センター、機器身元登録、情報ネットワークサービス制御地点、情報ネットワークサービス管理地点、無線基地、トランシーバー機、ターミナルSDH/miniリンク、アンテナ



4. 第三類の減価償却



番号	業種	資產品目
1	石油およびガス以外の採掘	採掘分野で使われる機械類で、採掘製品を加工する機械類も含む
2	紡績、織物、および浸漬	A. 繊維製品を加工あるいは生成する機械。例として、木綿布、絹、人口繊維、毛、動物の羽、毛糸、絨毯、羽およびチュール布 B. 仮縫い、漂白、染色、印刷、仕上、織る、包装、および同類の機械。
3	木材	A. 木材製品、藁製品、草、籠その他材料を加工あるいは生成する機械。 B. 製材機械および器具。
4	化学産業	A. 化学製品および化学産業と関係する産業の製品を製造あるいは生成する機械器具。 B. その他産業の製品を加工あるいは生成する機械。例えば疑似脂、樹脂製品、セルロース製のエステルおよびエーテル、合成ゴム、疑似ゴム、植物皮革、生の表紙および皮。
5	機械産業	中型あるいは大型の機械を生成あるいは製造する機械。例えば自動車エンジンおよび船舶エンジン。
6	運輸および倉庫	A. 客船、貨物船、特定の物品を運送するために作られた特殊船舶、冷凍船、タンカー、漁船、および同類の100トン以上で1000トン以下のもの。 B. 他の船舶、灯台船、消防船、浚渫船、浮、およびそれと同類のものを引いたり押したりするために特別に作られた100トン以上で1000トン以下の船。 C. 浮ドック。 D. 250トン以上の動力付きあるいは無しの帆船。 E. 各種飛行機およびヘリコプター。
7	通信	無線ナビ、レーダー、および遠隔操作設備



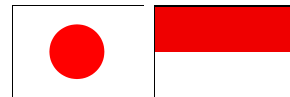
5. 第四類の減価償却



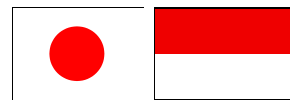
番号	業種	資產品目
1	建設	建設用重機
2	運輸および倉庫業	A. 鉄道用入札における蒸気機関車
		B. 鉄道上の電気機関車で、電池あるいは外部からの電力で走るもの。
		C. その他鉄道上の機関車。
		D. 乗客および貨物の列車車両で、運送のために牽引する一つ以上の機器を完備して製作された特別コンテナを含む。
		E. 客船、貨物船、特別な貨物の運搬用に作られた特別船で、1000トン以上のもの。
		F. 他の船舶、灯台船、消防船、浚渫船、浮、およびそれと同類のものを引いたり押したりするために特別に作られた1000トン以上の船。
		G. 浮ドック



6. 建物の減価償却



番号	業種	資産品目
1	償却率 5%	住居に分類される建物は所得税法に基づき5%の率で償却される。下宿 (KOS) およびホテルを除く居住目的に利用される建物もこれに分類される。総床面積の66.66%以上が居住目的に利用される建物。
2	償却率 10%	居住に分類されないその他全ての建物は所得税法に基づき10%の率で償却される。
3	償却率 100%	主に機械設置用に使われる建物および水処理および水貯蔵プロジェクトの工場は特別にこれに分類される。さらに、木材とトタンで作られた建物は仮設と見做されこれに分類される。これらは100%の率で償却される。



インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト(Googleトップランキング)

<https://www.hmkt.jp/>

インドネシア最新情報ブログ

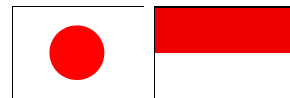
あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介

<http://blog.livedoor.jp/kojindonesia/>

インドネシア進出サポートウェブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

<https://www.youtube.com/channel/UCXghuRz7zRX5jLOXu75rQjQ>



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です